

役員報酬等に関する規程

社会福祉法人 身体障害者自立協会

役員報酬等に関する規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人 身体障害者自立協会（以下「法人」という。）の業務に従事する役員等の報酬、退職金、慰労金、慶弔金および法人業務に携わった時の諸経費について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規定において役員等とは、法人の理事、監事、評議員及び顧問をいう。

第2章 報 酬 等

(報酬)

第3条 継続かつ定期的に就業する役員等の報酬は、個人の役割、職務内容を総合的に勘案・評価し、役員等報酬表に定める基準額を理事会にて決定し、各人に支給する。

2 前項に該当しない役員等が理事会、評議員会へ出席したとき、その法人業務に携わったときは、次のとおり日当を支給する。

(1) 理事、評議員、監事、顧問

理事会、評議員会への出席 20,000 円

1日 4時間以上の業務 10,000 円

1日 4時間以内の業務 5,000 円

(2) 上記役員等以外でそれに準ずる識者

1日あたり20,000円を超えない範囲で理事長が定める額

3 翌年度の報酬額は、年度末に開催される理事会において、法人の業績と当該役員等の役割、職務内容、出勤状況などを総合的に勘案・評価のうえ見直すことがある。

4 理事において、施設、本部事務局の職を兼務する者には、第1項及び第2項は適用しない。

(報酬の支払方法)

第4条 報酬の支払いは、次のとおりとする

- (1) 第3条第1項の役員等については、毎月1日に起算し、当月末日に締切り、翌月15日（当日が土・日曜日又は祝日の場合はその前日）に金融機関の口座に振り込む方法によって支払う。
 - (2) 第3条第2項の役員等については、その都度現金にて支払う。
- 2 報酬の支払額は、源泉所得税額を控除した額を支払う。

(交通費)

第5条 理事会・評議員会への出席、法人業務に携わった時の交通費は、実費にて次のとおり支払う。

- (1) 第3条第1項の役員等については、交通費届によって申し出された金額に出勤日に乗じた金額を毎月15日（当日が土・日曜日又は祝日の場合はその前日）に金融機関の口座に振り込む方法によって支払う。ただし交通費届の申し出のないものについては、領収証等の支払いの証明ができるものをもって、現金で支払うことができる。
 - (2) 第3条第2項の役員等については、交通費届によって申し出された金額をその都度現金にて支払いを行う。ただし交通費届の申し出がないものについては、領収証等の支払いの証明できるものをもって支払う。
- 2 理事において、施設、本部事務局の職を兼務する者には、第1項は適用しない。

(費用弁償)

第6条 理事会・評議員会への出席、法人業務に携わった時に支出した通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費は、その用途を明記した領収証等をもって実費を支給する。

第3章 出張旅費

(出張旅費)

第7条 出張旅費は原則として交通費、宿泊費、宿泊日当及びその他の費用に区分する。

- 2 交通費は鉄道賃、船賃、車賃、航空賃（急行料金、特急料金、指定席料金などを含む）に要した費用を支給する。
- 3 宿泊費は宿泊に伴う室料、夕朝食費、付随する税及びサービス料とし、出張中の宿泊数に応じて支給する。
- 4 宿泊日当は宿泊を伴う出張に対して、1日あたり5,000円を支給する。
- 5 その他出張中において用務に支出した通信費、物品輸送費及び雑費等は、その

使途を明記した領収証等をもって実費を支給する。

6 参加費等の費用を別途支給されたときは、重複する出張旅費等は支給しない。

(出張旅費の仮受け)

第8条 出張旅費は出発前に予定計算額の範囲内で仮払い申請書をもって仮受けすることができる。

(出張旅費の精算)

第9条 出張者は出張終了後速やかに領収証等を添付して、出張旅費を清算するものとする。

2 出張旅費を仮受けした場合は出張終了後速やかに領収証等を添付して、出張旅費を清算するものとする。

第4章 退任慰労金

(金額の算定)

第10条 退任役員等に対する退任慰労金の金額は、次の基準に在任期間の年数を乗じて算出した金額とする。

(1) 理事長

在任期間1年につき 30,000円

(2) 常務理事

在任期間1年につき 20,000円

2 在任期間の計算は、役員等就任日を起算として、1年に満たない端数月は6か月以上の時は切り上げ、6か月未満のときは切り捨てるものとする。

(支給の方法)

第11条 退任慰労金は、役員等を退任した時点において、現金にて支給する

(控除)

第12条 退任慰労金の支給にあたり、法定の源泉税及び退任役員等が法人に対して負担する義務があるときは、その額を控除する。

第5章 慶 弔

(受賞祝金)

第13条 役員等が社会福祉事業に関する功勞により、厚生労働大臣、大阪府知事の功勞表彰または国の叙勲、褒章制度に基づく叙勲、褒章を受けたとき及び理事長が指定した褒章などを受けたときは、別表1に定める祝金を支給する。

(傷病見舞金)

第14条 役員等が傷病により入院が継続して2週間以上に及んだときは、別表1に定める傷病見舞金を支給する。

(災害見舞金)

第15条 役員等が火災、水害その他不時の災害を受けたときは、その被害に応じて別表1に定める災害見舞金を支給する。

(弔慰金)

第16条 役員等が死亡したときは、別表2の定めにより相続人に弔慰金を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

(親族等への香華料)

第17条 役員等の親族等が死亡したときは、別表3に定める香華料を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

第6章 附 則

(改正)

第18条 この規程を改正するまたは廃止する必要がある場合は、社会福祉法人 身体障害者自立協会 評議員会の議決を経なければならない。